

**改正**

平成20年4月1日規程第14号

平成24年5月28日規程第28号

平成26年3月31日規程第5号

令和3年3月31日規程第41号

那須烏山市建設工事等予定価格公表規程

題名改正〔平成24年規程28号〕

(趣旨)

**第1条** この規程は、市の入札事務及び契約事務の透明性及び競争性を高めるとともに、不正行為を防止し、もって公共工事に関する市民の信頼を高める観点から、競争入札における建設工事及び建設工事関連業務委託（以下「建設工事等」という。）の予定価格の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年規程28号〕

(公表の対象及び時期)

**第2条** 予定価格の公表は、予定価格50万円以上の建設工事等に係る入札を対象とする。

2 予定価格の公表は、入札の執行前に行うものとする。ただし、次に掲げるものについては、入札の執行後に行うものとする。

(1) 1億円以上の土木工事及び設備工事

(2) 2億円以上の建築工事

全部改正〔平成24年規程28号〕、一部改正〔平成26年規程5号〕

(公表の方法)

**第3条** 予定価格の公表は、一般競争入札を行うときは入札公告に記載し、指名競争入札を行うときは指名の通知に記載することにより行うものとする。ただし、前条第2項ただし書の規定により入札の執行後に行うものについては、那須烏山市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する規則（平成17年10月那須烏山市規則第36号）の定めるところによる入札状況調書の閲覧により行うものとする。

全部改正〔平成24年規程28号〕、一部改正〔平成26年規程5号〕

(事前公表を行う場合における入札の取扱い)

**第4条** 予定価格を入札の執行前に公表した場合における入札の回数については、1回限りとし、那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号）第26条ただし書の規定に基づき再度入札を行わないものとする。

2 予定価格を入札の執行前に公表した入札について、当該予定価格を超える入札書が提出されたときは、これを失格とする。

全部改正〔平成24年規程28号〕、一部改正〔平成26年規程5号〕

(工事費内訳書等の提出)

**第5条** 予定価格を公表した入札については、その入札に際し、建設工事にあつては工事費内訳書、建設工事関連業務委託にあつて委託費内訳書の提出を求めるものとする。

(その他)

**第6条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成24年規程28号・26年5号〕

**附 則**

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則**（平成20年4月1日規程第14号抄）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年5月28日規程第28号）

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日規程第5号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月31日規程第41号）

この規程は、公布の日から施行する。